Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

- 10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- (3) 特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校の整備については、「県立特別支援学校整備計画」に基づき、新設校 8校、分校2校を開設し、1校で増築を行い、過密状況に対応してきました。引き続き、対応を要する地域について、計画的に整備を進めていきます。

特別支援学校の機能の充実については、各校において特別支援学校のセンター的機能を発揮し、平成28年度の相談対応数は、合わせて1万件を超えています。(「コラム14」参照)

また、平成13年度から難聴の児童生徒を対象として始まった特別支援学校の「通級による指導」は、平成28年度には、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・虚弱の4障害種に対して13校が展開し、多様な教育的ニーズに対応しています。(「コラム13」参照)

さらに、特別支援学校では、障害の状態に対応した様々な教育を展開しています。 障害により学校への通学が困難な児童生徒に対しては、家庭や病院、施設への訪問教育を実施してきました。平成28年5月1日現在、県立特別支援学校27校で93名が訪問教育を受けています。病院等に入院している児童生徒を対象に、ICTを活用した遠隔教育の研究にも取り組んでいます。(「コラム7」参照)

また、平成28年度に、児童心理治療施設が開設したことを契機に、当該施設内に 病弱の児童生徒を対象とする特別支援学校の分教室を置き、医療・福祉と連携した指 導も行っています。

今後は、「通級による指導」の対象となる障害種も含め、2つ以上の障害種に対応し、現在持っている教育機能や支援機能をさらに多様化した、総合的な教育機能を有する特別支援学校を各地域に位置付け、県内どの地域でも、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を受けられるようにしていきます。

特別支援学校の整備と機能の充実については、以下の3つの取組を推進していきます。

【主な取組1】 特別支援学校の計画的な整備

過密の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めていきます。

[重点Ⅲ 取組1-1]

今後も、過密状況への対応を必要とする地域があり、県立特別支援学校整備計画 による今後の整備の方向性を検討し、過密状況への対応を進めます。

千葉・葛南地域、東葛飾地域、南房総地域の東京湾アクアライン着岸地域周辺の 過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、「第 2次県立特別支援学校整備計画」に基づき、特別支援学校の新設を含めた整備を行い、計画的に対応を進めていきます。

[重点Ⅲ 取組1-2]

第1次計画において示された「特別支援学校の教育部門と支援機能」を発展的に 見直し、地域ごとに拠点となる知的障害や肢体不自由の特別支援学校について、現 在もっている機能を、更に多様化した総合的な機能を有する特別支援学校として位 置付けます。そして、各障害種への対応、幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別 支援学校等に在籍する幼児児童生徒に対して、各障害に応じた専門性の高い支援を 一層進めていきます。

具体的には、現在、複数の障害種に対応している特別支援学校に加え、対応する 障害種を増やしたり、「通級による指導」等の機能を活用したりして、2つ以上の障 害種に対応できる特別支援学校を増やしていきます。(P70 表12、表13)



【表12】 平成28年度 複数の障害に対応している特別支援学校

視:視覚障害 聴:聴覚障害 肢:肢体不自由 病:病弱・虚弱

	学校名	対応障害種	通級による指導
平成28年度現在	県立袖ケ浦特別支援学校	肢、病	肢
	県立船橋特別支援学校	肢	肢、聴、視
	県立野田特別支援学校	知	肢
	県立銚子特別支援学校	知、肢	肢
	県立大網白里特別支援学校	知、肢	
	県立長生特別支援学校	知、肢	
	県立安房特別支援学校	知、病、聴	肢、聴
	県立君津特別支援学校	知、病	病

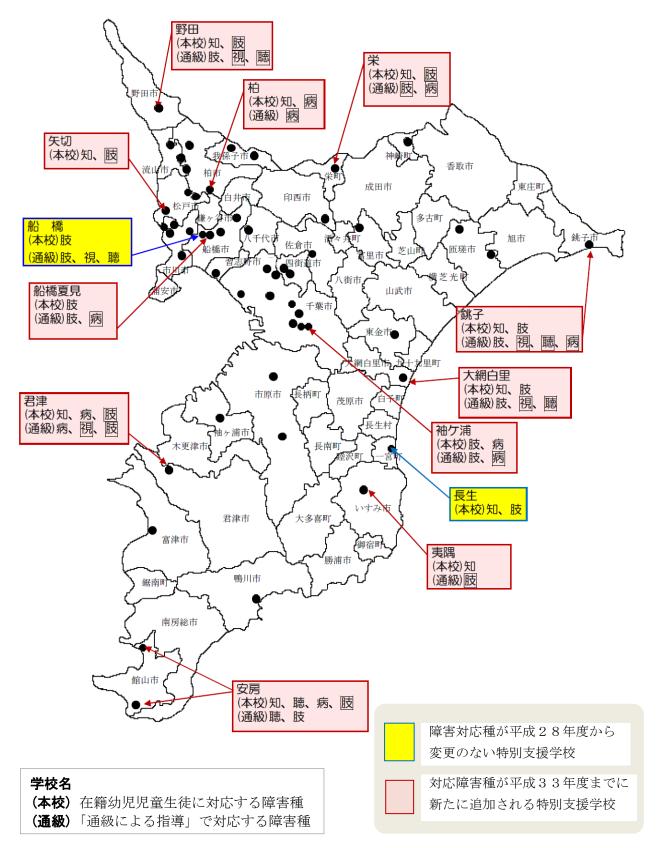


【表13】 平成33年度に予定する総合的な教育機能を有する特別支援学校

	学校名	対応障害種	通級による指導
平成33年度予定	県立袖ケ浦特別支援学校	肢、病	肢、病
	県立船橋特別支援学校	肢	肢、視、聴
	県立船橋夏見特別支援学校	肢	肢、病
	県立矢切特別支援学校	知、肢	
	県立柏特別支援学校	知、病	病
	県立野田特別支援学校	知、肢	肢、視、聴
	県立栄特別支援学校	知、肢	肢、病
	県立銚子特別支援学校	知、肢	肢、視、聴、病
	県立大網白里特別支援学校	知、肢	肢、視、聴
	県立長生特別支援学校	知、肢	
	県立夷隅特別支援学校	知	肢
	県立安房特別支援学校	知、聴、病、肢	聴、肢
	県立君津特別支援学校	知、病、肢	病、視、肢

※ 対応障害種及び「通級による指導」欄の□は、新たに対応する障害種を表す。

平成33年度 総合的な教育機能を有する 特別支援学校



【主な取組2】 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備

障害のある児童生徒等が、将来の自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めます。

[重点Ⅲ 取組2-1]

過密状況への対応とともに、特別教室・集会室、個別指導用スペース、更衣室確保、保健室、給食施設の整備等を進め、施設設備の老朽化の改善・充実に努めます。

スクールバスについても、高等部の生徒のうち自力通学が可能な生徒や、医療上常時特別な配慮が必要な児童等を除き、乗車を希望する児童等全員が利用できるよう、特別支援学校からの増車要望やスクールバス乗車が必要な児童生徒数の増加の状況、運行時間等を考慮しながら、スクールバスの更新や増車等の対応を行っていきます。

[重点Ⅲ 取組2-②]

障害特性に配慮した施設・設備の整備に当たっては、活用する施設を十分検討した上で、各障害に必要な学習環境の計画的な整備に取り組みます。

〔重点Ⅲ 取組2-③〕

肢体不自由の特別支援学校においては、障害の重度・重複化が進み、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の増加が今後も予想されます。

また、多くの肢体不自由の特別支援学校においては、スクールバスの長時間乗車も課題となっていることから、過密状況への対応及び長時間通学の緩和を目指し、特に都市部にある肢体不自由の特別支援学校における通学区域の見直しを検討します。そして、各地域の総合的な教育機能を有する特別支援学校へ肢体不自由障害に対する教育機能を広げ、障害のある幼児児童生徒がより安全で安心に学べる環境に整えていきます。

54

15

世界のインクルーシブ教育システム事情



「障害者の権利に関する条約」を批准した国々は、インクルーシブ教育システム構築 という共通の目標に向けた取組を進めています。その施策はさまざまで、イタリアのよ うにフルインクルージョンを目指す国もあれば、英国や日本、アメリカのようなニーズ

に応じた多様な学びの場を用意する国などがあります。

ドイツでは特別支援学校中心のシステムから 通常学校で教育を受けるシステムへの転換が進 められています。写真は、NRW (ノルトライン・ ヴェストファーレン) 州にあるエマ基礎学校の教 科学習の場面で、言語障害のある子供たちが 通常学級で一緒に学習をしている様子です。



【主な取組3】 特別支援学校が有する多様な機能の充実

特別支援学校は、特別支援教育に関する地域のセンターとしての機能を果たしていく必要があります。地域からの相談への対応、支援ネットワークの構築、通級による指導や訪問教育など、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます。

[重点Ⅲ 取組3-1]

特別支援学校が有する専門性と様々な支援機能をさらに向上させていくことを目指しています。

これまで取り組んできた特別支援学校の「通級による指導」を更に充実させるために、市町村教育委員会と連携し、地域の小・中学校を拠点としたサテライト教室の推進を図ります。併せて、今後新たに「通級による指導」を開始する学校については、教室整備について検討し助言するとともに、それぞれの障害種に対応するため特別支援学校の支援機能を高めていきます。

また、全県型の機能を有する千葉聾学校、千葉盲学校、袖ケ浦特別支援学校、仁 戸名特別支援学校、四街道特別支援学校の教職員が各地域にある特別支援学校への 指導・助言を行い、地域における指導者の専門性の向上を目指します。

さらに、これまで仁戸名特別支援学校、四街道特別支援学校、袖ケ浦特別支援学校の病弱特別支援学校が実施してきた、入院している児童生徒への学習指導については、今後、県内各地にある中核の病院に入院している児童生徒の学習保障に確実につながるように、各地の病院内の学級等をICTによるネットワークで結び、県内どこにいても必要な学習を途切れることなく受けることができるようなシステムの構築を進めます。

[重点Ⅲ 取組3-②]

特別支援学校による、幼稚園、小・中学校及び高等学校等への広報・啓発活動の 一層の充実を図ります。特別支援学校の研究会、研修会を地域に公開したり、特別支 援教育推進に係る情報をWeb上、リーフレット、冊子等の配布を通じて発信したり します。またインクルーシブ教育システム研修会等を通じて、合理的配慮の提供や、 基礎的環境整備の考え方について周知を図ります。

[重点Ⅲ 取組3-3]

高等学校に平成30年度から制度が開始される「通級による指導」が導入される ことから、障害のある生徒に対する指導方法や教育相談等について特別支援学校が 持っている指導技術を提供します。

Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

- 10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- (4) 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、障害者就業・ 生活支援センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源 を活用した支援の充実を図ります。

また、社会の産業構造の変化等により、障害者雇用も製造業だけでなく、流通・ サービス分野への就労の機会が広がってきています。

県内の特別支援学校では、開設当初より、障害のある児童生徒の自立を目指し、進路指導及び職業教育の充実に努めてきました。特に、障害者雇用についての法定雇用率の引き上げ等の社会情勢の変化に合わせて、就労支援のための特別支援学校間の連絡調整が急務となり、平成24年度より千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会を組織し、各地域において特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所、就労支援事業所、医療機関等の関係機関が連携・情報交換して支援の充実に努めています。(「コラム10」参照)

そのための教員の研修も進め、「特別支援学校教員の企業実習」なども対策の一つとして充実させてきました。

また、障害のある生徒の一般就労に向けた取組の一つとして、特別支援学校卒業生を中心に、県立学校での有期雇用を進め、キャリアアップのシステムを模索しているところです。今後、生徒の卒業後の豊かな生活に向けて、以下の5つの取組を推進していきます。

【主な取組1】 キャリア教育と職業教育の充実

特別支援学校における職業教育の充実を目指し、様々な職業分野の専門家を外部人材として活用する取組の一層の充実を図ります。

また、特別支援学校の教員が企業等で行う職場体験を通じて、就労支援のための資質向上に努め、指導・支援の充実を図ります。

※「キャリア教育」と「職業教育」

「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。 「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育て

「職業教育」とは、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」である。(「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」 平成23年:中央教育審議会)

[重点**Ⅳ** 取組1-①]

障害のある幼児児童生徒が、豊かな体験活動を通して実践的に学ぶことは、社会で自立し参加していく力を効果的に育むことにつながります。

特別支援学校における職業教育の充実のため、平成28年度は、24校67名の

職業指導委嘱講師を配置・活用しています。今後も、各特別支援学校の職業指導の 特色に合わせて、様々な職種の専門家を委嘱講師として雇用し、職業に係る専門的 知識・技能の向上を図ります。

[重点**Ⅳ** 取組1-②]

進路指導に関する特別支援学校の教員の資質の向上を図るとともに、児童生徒の 進路指導及び就労支援を一層充実させるために、企業に協力を依頼し、障害者が働 く現場を中心として企業内で実習を行っています。企業、学校及び関係機関等の情 報の共有化と連携の推進を図ることも含め、千葉県特例子会社連絡会や千葉県中小 企業家同友会、千葉県経営者協会等に、引き続き協力を依頼していきます。

児童生徒の障害の状態などの自己理解を進め、将来の生活を見通したキャリア教育を踏まえて進路指導に当たっていくことができるよう、教員の指導力の向上に努めます。

【主な取組2】 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築

特別支援学校高等部や高等学校などの学校と、地域の企業や労働機関との、ネットワークの構築を一層進めるとともに、情報共有や研修の機会の積極的な活用により、障害のある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援や、地域生活の充実に向けた取組を推進します。

〔重点Ⅳ 取組2-1〕

平成24年度より、千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会を組織しています。今後さらに、各地域において特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所、就労支援事業所、医療機関等の関係機関が連携・情報交換し、就労支援ネットワークの円滑な運用に努めます。

また、高等学校にもそのネットワークの機能を広げ、就労支援の充実に一層努めていきます。

[重点**Ⅳ** 取組2-②]

就労支援コーディネーターが組織的に活動できるように、平成25年度に「千葉県特別支援学校就労支援マニュアル」を作成し、就労支援の方法を県内で共通化した上で、県内の就労支援ネットワークの組織を6地区に分け、各地区の就労支援に関する情報を県内全域で共有しています。

今後は、地区別の「就労支援のための学校と企業のセミナー」など、特別支援学校と企業及び関係機関との連携を強化する取組を、一層充実させていきます。

[重点**Ⅳ** 取組2-3]

千葉労働局や千葉県障害者就業・生活支援センター、千葉県中核地域生活支援センター、ハローワークの障害者就労支援関係部署、相談支援事業所等関係機関と連

携して雇用・就労関係の情報を共有し、障害のある生徒が働く力を身に付けて、「学びの場」から最も適した「働く場」に円滑に移行し、安定して働き続けられることを目指します。また、在学中に就労移行支援事業所等に依頼してアセスメントを実施するなど、各生徒の就労面や生活面の状況や課題を把握するとともに、身に付けた技能や学習してきた経験を個別の移行支援計画にまとめ、進路先や千葉県障害者就業・生活支援センターに情報提供するなど、学校と協力してアフターケアに努めます。

[重点**Ⅳ** 取組2-4]

県内のどこの特別支援学校でも、就労のための技能が同じように習得できるよう に、平成25年度より「千葉県特別支援学校清掃検定マニュアル」を定め、清掃検 定を県主催で実施してきました。

今後は、千葉県特別支援学校キャリア教育推進協議会を組織し、清掃検定に加え、 今後就労が見込めるパソコン入力検定や接客サービス検定を行っていきます。

さらに取組の充実を図るため、検定のマニュアル等を作成し、児童生徒が身に付けたい技能や態度を段階的に明らかにすることにより、実習先や進路先に獲得している技能をわかりやすく示します。

[重点Ⅳ 取組2-5]

平成27・28年度の特別支援教育の国の事業「高等学校のキャリア教育・就労支援等の充実」についての研究成果を発表会や成果報告書等を通して、県内各高等学校に広く普及啓発し、その支援方法等を活用できるようにしてきました。

今後、高等学校と特別支援学校との合同研修会等を開催するなどして、障害のある生徒の社会参加や就労支援について、特別支援学校が培ってきた情報や支援スキルを、高等学校でも有効活用できるようにします。

[重点**Ⅳ** 取組2-⑥]

障害のある生徒の卒業後の生活が豊かなものとなるよう、さわやかちば県民プラザ、公民館や図書館等の生涯学習施設利用を教育課程に組み込み、卒業後も活用しやすいようにします。特別支援学校同士の連携・情報共有にも努め、各特別支援学校の同窓会などの充実を図っていきます。

DDA

16

千葉県における「特別支援学校の専攻科・専門学科・ 普通科職業コース」とは

専門学科は、千葉聾学校の理容科・産業技術科、千葉盲学校保健理療科・総合生活科、知的障害特別支援学校高等部専門学科を設置しており、職業に関する知識や技能を身に付け、卒業後の就労を目指しています。流山高等学園・市川大野高等学園、つるまい風の丘分校等では、園芸技術科、工業技術科、生活技術科、福祉・流通サービス科、流通サービス科等を設置しています。

また、職業コースは、高等部普通科の中に職業コースを設けた教育課程で、作業学習や職業等を中心として、職業的自立に取り組んでいます。

【主な取組3】 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築

障害のある人を、県立学校における学校技能員、調理員の嘱託職員として雇用し、 職業的に自立する力を育成するとともに、雇用期間内で一般企業等への就労に向け たキャリアアップの推進に努めます。

また、この取組の成果を県内に発信することを通じて市町村への普及を図ります。

[重点**Ⅳ** 取組3-1]

平成28年6月1日現在、特別支援学校の卒業生等を県立高等学校や県立特別支援学校の学校技能員や調理員等の業務に係る嘱託職員として、36校に37人を雇用しています。また、県立教育機関にも環境整備等に従事する嘱託職員として10名を雇用しています。

千葉県障害者就業・生活支援センターと連携し、社会人として働き続けるために 必要な力を身に付け、一般企業等への就労に向けたキャリアアップの推進を図りま す。

[重点**Ⅳ** 取組3-2]

高等学校の障害のある生徒や特別支援学校の高等部の生徒については、千葉県障害者就業・生活支援センター等に協力を依頼し、アセスメントやそれぞれの生徒に適した職業・仕事内容を選ぶための助言を受けて、職場の定着を図り、安定して働き続けることができるようにしていきます。

また、就労定着が進むよう高等学校や特別支援学校のアフターケアから、県障害者就業・生活支援センターの支援へと円滑に移行できるように連携協力を図ります。

ロラム 17 世界のキャリア教育の状況

米国のキャリア教育は、1970年当時の米連邦教育局長官マーランドが、普通教育と 職業教育の統合を柱とする教育改革としてキャリア教育の重要性を呼びかけたことに始ま ったとされています。20世紀後半からの世界的な社会環境や産業・経済の構造的変化の 中で、日本をはじめ各国においても、教育全体の中でキャリア教育が重視されるようにな りました。

ドイツでは、以前より、障害のある生徒の社会自立に取り組み、マイスター(有資格職業達人)が特別支援学校での職業アドバイスや、企業実習に貢献しています。また、通常学校の教育制度の中でも職業教育としてデュアルシステム(学校での学習と企業等での実習を並列した教育システム)が実施されています。





【主な取組4】 障害者への学びの支援

さわやかちば県民プラザでは、障害のある方を対象に、よりよい余暇の過ご し方や家庭生活・社会生活のためのルールや技能を身に付けるための講座を 実施するなど、障害者の学びの場と機会の充実を図ります。

また、県立図書館では、障害者に向けた講座や研修会等を行い、学びの支援を推進します。

〔重点Ⅳ 取組4-①〕

さわやかちば県民プラザで、生涯学習に関する講座を開催し、障害のある方の学 びの場と機会の充実を図ります。

[重点**Ⅳ** 取組4-2]

県立図書館では、読書支援機器活用講座の実施など、障害者が健常者と同じよう に資料の提供を受けられる各種サービスや研修会などを実施していきます。また、 特別支援学校等を対象とした読み聞かせの活動を通して、障害のある幼児児童生徒 にも読書を楽しむ機会等を提供します。

[重点**Ⅳ** 取組4-3]

障害のある人が、卒業後も生涯を通じて、教育や文化、スポーツなどの機会に親しむことができるよう、国において「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策を総合的に展開」していく方針が示されたことを受け、特別支援学校が卒業後の障害者の交流の場の役割を果たしていくため、文化やスポーツ、生涯学習等の関係機関との間の情報提供やネットワーク化などの一層の連携を進めます。

【主な取組5】 障害者に対する理解の普及啓発

さわやかちば県民プラザや各市町村の公民館等では、障害者理解について一般の方への普及啓発を行っています。

障害のある生徒が卒業後、社会の中で主体的に生活できるよう、今後も障害者に対する理解の普及促進を図ります。

[重点**Ⅳ** 取組5-①]

さわやかちば県民プラザでは、特別支援学校の紹介展示や販売会等の機会を提供し、利用する地域の方々と障害のある人との交流の場とするなどして、地域の方々の障害者に対する理解啓発に努めます。

[重点**Ⅳ** 取組5-②]

障害のない児童生徒等への障害者理解教育をはじめとして、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで、共に支え合って暮らす共生社会の形成を目

〔重点▼ 取組5-3〕

や障害のある方への理解啓発に努めます。

特別支援学校等に通う子供たちや卒業した方々がスポーツ・文化芸術活動に触れ、 感動を共有する機会の充実、障害の有無を超え地域の誰でもが心を触れ合う機会の 充実を図ります。

指して、福祉部局で行われる様々な取組を通して、障害のある方との心のふれあい

また、障害の有無に関わらずスポーツ・文化芸術活動を通して、あらゆる人々の相互理解へとつなぐことに努めます。



V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

《第2期千葉県教育振興基本計画》

- 10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- (5) 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

多様な学びの場を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められます。また、特別支援学校では特別支援教育のセンター的機能を発揮するための教員の専門性が必要です。

これまで、発達障害を含む特別な支援が必要な幼児児童生徒に対して、より良い支援の仕方や関わり方ができるように、研修の充実を図るとともに、特別支援アドバイザーや各教育事務所の特別支援教育担当指導主事等の具体的な指導・助言を通じて、障害特性や指導の手立ての理解推進等、教員の専門性の向上に努めてきました。特に、幼稚園、小・中学校、高等学校等においては、指導方法の工夫や学習支援員の配置により、学習の充実を図ってきました。

今後は、特別支援学校の免許状の取得率の向上や研修の充実を通して、更に、幼児児童生徒の能力を引き出し、十分な学びの場を確保する中で、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めていきます。

【主な取組1】 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進

小・中学校等及び高等学校の教員に対して、特別支援学校教諭免許状の取得を 目的とした講習の受講の促進を図ります。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状(平成27年度)	目標(平成33年度)			
特別支援学校における	85.8%	0.00/			
特別支援学校教諭免許状保有率	(全国平均 74.1%)	90%			
特別支援学級における	39.8%	4 0 0/			
特別支援学校教諭免許状保有率	(全国平均 30.7%)	42%			

[重点**V** 取組1−①]

特別支援学校に勤務する教諭のうち、特別支援学校教諭免許状を所有していない者に対しては、認定講習を優先的に受講できるようにするなどして、特別支援学校に勤務する全ての者が特別支援学校教諭免許状を取得するよう働きかけます。

(「コラム11」参照)

[重点**V** 取組1−②]

特別支援教育を推進していくためには、全ての教職員が特別支援教育に関して基礎的な知識・技能を有することが必要です。大学等との連携を強化し、教員を目指す学生が特別支援教育に関する内容を積極的に体験したり学んだりできるように「特別支援教育フレッシュサポート事業」、「ちば!教職たまごプロジェクト」等の事業、教育実習や介護等体験の積極的な受け入れ、及び教員免許取得が目的ではない医療看護系の学生の体験研修等を行っています。

さらに、小・中学校及び高等学校等の教員に対し、特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした認定講習受講の促進に努めるとともに、特別支援学校での異校種体験も積極的に受け入れています。これらの取組を継続していきます。

[重点V 取組1-3]

教員採用選考で「特別支援教育」の採用枠を設け、この枠で採用された教員は、 特別支援学校で経験を積んだ後、他の学校種へも異動し、特別支援学級の担任、「通 級による指導」の担当教員等にしていきます。今後もこの採用方法により、特別支 援学級、「通級による指導」の担当教員の専門性の向上を図ります。

[重点**V** 取組1−4]

地域で活躍している特別支援学級及び「通級による指導」の担当教員の取組を、 県教育委員会ホームページの「県教委ニュース」のコーナーで紹介し、特別支援学 級や「通級による指導」の担当教員の意欲を高めるとともに専門性の向上を図りま す。

[重点**V** 取組1−5]

国の研究事業や県の研究指定校の研究を進めるに当たって、多くの大学・研究機関の指導を仰いでいます。代表的なところとして、千葉大学、筑波大学、東京大学、植草学園大学、淑徳大学、順天堂大学、国立特別支援教育総合研究所、国立高齢・障害者雇用支援機構等です。詳細な研究内容、研究成果については、県教育委員会の特別支援教育課ホームページ又は、研究指定した各市町村教育委員会や、学校のホームページに掲載しています。

また、研究を通して育成した指導力の優れた教員を、将来リーダーとなる教員の 研修会等の講師として積極的に活用し、指導的立場の教員等の指導力の向上を図る とともに、地域や学校の中核となる教員を育成します。

【主な取組2】 特別支援教育に関する研修の充実

校長を含む全ての教員に対し、特別支援教育の意義や進め方、発達障害に関する基礎的事項について、理解と実践力を高めるための研修を実施します。また、医療的ケアを必要とする児童生徒や、強度行動障害や精神疾患など生活全般において困難を有する児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や支援の方法について理解を深めるなど、特別支援教育に関する教員の資質向上を図ります。

[重点**V** 取組2−①]

千葉県総合教育センター等が実施する全ての校種における階層ごとの悉皆研修において、特別支援教育に関する講話・演習等を行い、教職員の特別支援教育に関する知識・技能の向上を図ります。

各学校の管理職対象の推薦研修においては、障害者施策及び関係法令に関することを学び、ボトムアップ、トップダウンの両面から教職員の特別支援教育に関する専門性を向上させていきます。

各学校のミドルリーダーの教職員を対象とした推薦研修においても、特別支援教育に関する講話等を行い、実務のリーダーとして特別支援教育を推進していくことができるように努めます。

また、人材育成、専門性の向上を目指して幼稚園、小・中学校、高等学校等の教職員のニーズに即した研修事業を企画するとともに、受講者の目線で参加しやすいように研修場所や研修形態の工夫に努めます。

さらに、障害のある児童生徒の学びの支援にICTの活用の一層の充実に向けた研修に取り組みます。

[重点**V** 取組2−②]

近隣の特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校等の教職員同士が、学習場面での定期的な交流を行い、教職員相互の専門性を高め合うとともに、お互いの指導力の向上を図ることができるよう体制整備を図ります。

[重点V 取組2-3]

特別支援学校のセンター的機能の一つとして、関係団体と共催で、ともに学び合う機会となるような研修会等を企画し、相互に研修し合える場の充実を図ります。

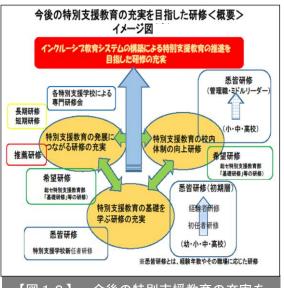
[重点**V** 取組2-4]

平成28年6月28日に施行された「手話言語条例」を受け、県総合教育センター等の研修で、手話等に関する研修に取り組みます。

[重点**V** 取組2−⑤]

県総合教育センター特別支援教育部では、 障害別基礎研修コンテンツ(知的障害、発 達障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、 病弱・身体虚弱、言語障害)の活用を推進 し、特別支援教育の経験の少ない教職員や、 通常の学級の教職員に対する特別支援教育 についての専門性向上の活用を図っています。

引き続き、教職員がキャリアアップできるように障害種別の専門性を明らかにし、 段階的に学ぶことのできるシステムを構築します。



【図12】 今後の特別支援教育の充実を 目指した研修イメージ図

【主な取組3】 異校種間の計画的な人事交流の推進

小・中・高等学校の教員を計画的に特別支援学校に配置し、特別支援教育に 関する基本的な知識や支援方法についての理解を深めることにより、小・中・ 高等学校における特別支援教育の中心的な担い手を育成するなど、異校種間の 人事交流による効果を生かす取組を推進します。

[重点**V** 取組3−①]

小・中学校及び高等学校等及び特別支援学校間の計画的な人事交流を実施し、小・中学校及び高等学校等の管理職や教員に特別支援学校経験者を増やします。なお、県立特別支援学校への人事交流者には、特別支援学校在職中に、特別支援学校教諭免許取得のための認定講習を優先的に受講できるようにし、小・中学校及び高等学校等における特別支援教育の校内支援体制の充実を図ります。

また、特別支援学校における勤続期間が3年以上の者を対象に小・中学校等の特別支援学級等への短期人事交流についても推進し、小・中学校等の特別支援学級や「通級による指導」の場での指導の質の向上につなげていくようにします。

[重点**V** 取組3−②]

小・中学校及び高等学校から県立特別支援学校への人事交流者の中から数名を、 国立特別支援教育総合研究所の短期研修(2か月)に派遣し、発達障害を含む様々 な障害特性についての専門性を高める機会を設けています。人事交流終了後に、 特別支援教育に係る地域のリーダーとなる人材の育成を図ります。

[重点**V** 取組3−③]

今後も、各教育事務所に特別支援教育の専門性のある指導主事を配置し、各地区の状況に応じた特別支援教育の推進を図ります。